

# 個人住民税の税制改正のお知らせ

## 平成25年度から適用される主な変更点について

「生命保険料控除」「退職手当等に対する住民税の算出方法」などが見直され、住民税（市道民税）の税額が昨年までと大きく変わる場合があります。

### 生命保険料控除の改正

平成24年1月1日以後に締結した保険契約（新契約）から、介護医療保険料控除（適用限度額2万8千円）が新たに設けられ、一般生命保険料控除、個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額が3万5千円から2万8千円に変更になりました。

なお、生命保険料控除の合計適用限度額（7万円）に変更はありません。

また、平成23年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）については、従前の一般生命保険料控除および個人年金保険料控除（それぞれ適用限度額3万5千円）が適用されます。



税額表や変更点の詳細については税務課市民税係までお問い合わせください

住民税における控除額算出表

	支払額	控除額
新契約	12,000円以下	全額
	12,001円～32,000円	1/2 + 6,000円
	32,001円～56,000円	1/4 + 14,000円
	56,000円超	28,000円
旧契約	15,000円以下	全額
	15,001円～40,000円	1/2 + 7,500円
	40,001円～70,000円	1/4 + 17,500円
	70,000円超	35,000円

### 退職手当等住民税算出方法の改正

平成25年1月1日以降に支払われるべき退職手当等に係る個人住民税の計算方法が変更になります。

**変更点1** ↓ 所得税の10%税額控除の廃止

**変更点2** ↓ 勤続年数が5年以下の特定役員に対する2分の1課税の廃止

保険等の種類	①旧契約	②新契約	①②の両方を適用した場合
一般の生命保険料	最高 35,000円	最高 28,000円	最高 28,000円
個人年金保険料	最高 35,000円	最高 28,000円	最高 28,000円
介護医療保険料	—	最高 28,000円	最高 28,000円
合計適用限度額	70,000円		

問い合わせ 税務課市民税係（名寄庁舎2階） ☎ 01654③2111 内線3201～3203

### 国民健康保険のお知らせ

#### 高額療養費と確定申告(医療費控除)について

##### ◎高額療養費の手続きには領収書が必要です

高額療養費の該当世帯には、受診月から約3カ月後に手続き案内を送付していますが、手続きには領収書が必要となりますので紛失にご注意ください。

##### ◎12月診療分の高額療養費について —医療費控除の前に高額療養費の支給手続きを—

確定申告で医療費控除を受ける場合、1月から12月までの支払い分が申告対象です。

12月診療分の高額療養費の支給手続きは、2月下旬に案内する予定です。医療費控除で領収書を使用する際は、払い戻しの手続きが済んでから確定申告をお願いします。

なお、案内が遅れる場合があります。支給対象で案内が来ない場合は、確定申告前にお問い合わせください。

問い合わせ 市民課国保高齢医療係  
☎ 01654③2111 内線3114

### 登録を忘れていたトラクターなどはありませんか！

農耕作業用で乗用装置のある（コンバイン・トラクター・田植え機など）小型特殊自動車を購入や譲り受けなどにより所有した場合は、軽自動車の登録手続きが必要です。



軽自動車は、使用していないくても所有している場合には課税されます。購入や譲り受けなどにより未登録の車両を現在所有している方は速やかに手続きをしてください。

また、譲渡した場合や、廃棄などにより現在車両を所有していない方でも、廃車などの手続きが4月1日までに完了しない限り翌年度以降も税金がかかります。

▼手続き場所は車種によって異なります（手続きに必要なものは事前にご確認ください）

- ・125cc以下のバイク・小型特殊自動車（農耕用含む）  
→税務課市民税係（名寄庁舎2階）、地域住民課（風連庁舎1階）
- ・125cc超250cc以下のバイク、軽自動車  
→旭川地区軽自動車協会（☎0166(53)7300）
- ・250cc超のバイク  
→旭川地方自家用自動車協会（☎0166(51)1221）